

埼玉県自然再生区域緑地保全支援事業実施要綱

令和2年5月13日決裁

第1条 目 的

この要綱は、自然再生推進法に基づき策定されたくぬぎ山地区自然再生全体構想において対象とされた区域内（以下「くぬぎ山地区」という。）において、自然環境を保全又は再生するために県と環境団体とが協働して土地を取得することにより、県として県民主体のくぬぎ山地区の自然再生を支援することを目的とする。

第2条 事業の内容

県は、環境団体が自然環境の保全・再生を目的として、くぬぎ山地区の土地を取得する場合に、当該環境団体からの土地取得の協議を受けた時は、必要に応じ、当該土地の取得価格の2分の1以内の費用をもってその一部を買い取り、当該環境団体は、残余の部分を買取るものとする。

第3条 取得価格

前条の取得価格の単価は、不動産鑑定評価によるものとする。なお、県の取得価格は1団体・1年度当たりにつき5,000万円以内で予算の範囲内とする。

第4条 事業の対象となる土地

事業の対象となる土地（以下「対象地」という。）は、くぬぎ山地区内で、500平方メートル以上の一団の土地とする。

第5条 事業実施候補地の選定の手続き

- 1 土地を取得しようとする環境団体は、別に定める期日までに、知事に協議するものとする。
- 2 知事は、環境団体から協議があった場合は、必要な調査を行い、当該年度内の事業実施候補地を選定するものとする。
- 3 前項の場合において、事業実施候補地が複数あるときは、順位を付するなど調整を行うものとする。

第6条 協議の内容の変更等

環境団体は、前条の協議の内容に変更等が生じた場合は、速やかに知事に協議するものとする。

第7条 事業実施候補地の選定基準

第5条第2項の選定は、次の事項を総合的に勘案して行うものとする。

- (1) 保全の緊急度
- (2) 周辺の状況
- (3) 保全・再生の効果
- (4) 植生の状況
- (5) 景観上の評価
- (6) 取得の確実性
- (7) 環境団体の経費の措置状況
- (8) 取得後の管理及び保全の計画

第8条 対象地の取得及び管理に係る事務

- 1 対象地の取得に係る地権者との交渉は、環境団体が行うものとする。
- 2 対象地の境界確定に係る隣接地権者との調整は、環境団体が行うものとする。
- 3 対象地の測量が必要な場合は、県が行うものとする。
- 4 不動産鑑定評価及び分筆登記は、県が行うものとする。
- 5 事業により県及び環境団体が取得した対象地は、予め提出された管理及び保全計画書に基づき、環境団体が管理するものとする。
- 6 前項の管理に当たっては、知事と環境団体は「取得地に係る管理及び保全に関する協定」を締結するものとする。
- 7 事業により環境団体が取得した対象地には、抵当権、地上権、賃借権その他の権利（架空送電線の設置を目的として設定された地役権を除く）を設定してはならない。

第9条 募金活動の認証

環境団体は、第5条第1項の手続きに先立って、当該事業での土地の取得にあたり募金活動を行う場合は、知事に認証を求めなければならない。

第10条 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行する。